

教育委員会の権限に属する事務の 管理及び執行状況の点検・評価

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項)

(令和3年度)

令和4年5月

君津市教育委員会

目 次

【教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価の概要】

	頁
一 点検・評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
二 点検・評価に関する報告の内容に・・・・・・・・・・・・・・・・	1
三 取組状況及び点検・評価結果の概要・・・・・・・・・・・・	1

【教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価結果】

	頁
一 教育委員会会議の開催状況及び審議内容等・・・・・・・・	2
1 教育委員会会議の開催状況・・・・・・・・・・・・・・	2
2 教育委員会会議の審議・報告事項・・・・・・・・・・	2
(1) 審議内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2) 報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
二 総合教育会議の開催状況及び協議・調整事項・・・・・・・・	5
三 第三次きみつ教育 創・奏5か年プランの取組状況及び点検・評価結果・・・・・・・・	5
1 令和3年度評価基準の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 点検及び評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 基本目標1 子どもたちにとってよりよい教育環境の整備による 学校の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(2) 基本目標2 人生を主体的に切り拓く「生きる力」を育む学校教育の推進・	8
(3) 基本目標3 健康でいきいきとした生活づくり・・・・・・・・・・・・	11
(4) 基本目標4 市民一人一人が学び、活動できる環境づくり・・・・・・・・	13
(5) 基本目標5 いきいきとした地域コミュニティづくりと 地域ぐるみで青少年を育む環境の醸成・・・・・・・・	15
(6) 基本目標6 豊かな学びと心を育む文化振興の充実・・・・・・・・	16
評価結果集計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価

【教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価の概要】

一 点検・評価の目的

効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす観点から、教育委員会では、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表するものです。

二 点検・評価に関する報告の内容

次の3項目の状況について報告します。

1 教育委員会会議の開催状況と審議・報告事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員による案件の審議を行っており、その開催状況と審議事項等について報告するものです。

2 総合教育会議の開催状況と協議・調整事項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、市長と教育委員会が、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために設置された会議で、その開催状況と協議・調整事項について報告するものです。

3 第三次きみつ教育 創・奏5か年プランの点検・評価結果

本プランは、本市の教育の充実・発展を目指した教育行政を推進するため、平成30年度からの5か年を見通した「君津市教育振興基本計画」です。

本プランの点検・評価は、地域やPTAを含めた有識者などを構成員とする「第三次きみつ教育 創・奏5か年プラン評価検討委員会」を設置し、実施状況を調査・分析して、総合的な評価を行っており、その結果をまとめて報告するものです。

三 取組状況及び点検・評価結果の概要

1 教育委員会会議の開催状況及び審議・報告事項（令和3年度）

令和3年度は教育委員会会議を12回開催し、審議案件39件、報告事項69件について審議しました。

2 総合教育会議の開催状況及び協議・調整事項（令和3年度）

令和3年度は総合教育会議を2回開催し、2件の議事について協議・調整を行いました。

3 第三次きみつ教育 創・奏5か年プランの取組状況及び点検・評価結果（令和3年度）

第三次きみつ教育 創・奏5か年プランは、6つの基本目標のもと、15の重点目標を設け、施策を推進することで、その達成に向け努めております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、可能な限り適切な評価ができるよう調査等を実施し、事業の進捗状況を把握しながら、事業目標の達成を目指しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、成果指標の達成が困難となる取組もありましたが、重点目標の実現に向け、柔軟に各種教育施策について推進されたものと考えています。

【教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価結果】

一 教育委員会会議の開催状況及び審議内容等

令和３年度に開催された教育委員会会議の開催状況及び審議・報告事項は、次のとおりです。

１ 教育委員会会議の開催状況

教育委員会会議は、毎月定例的に開催しています。

令和３年度は１２回開催し、教育委員会の事務執行内容等について審議しました。

２ 教育委員会会議の審議・報告事項

（１）審議内容

人事関係 ８件、条例・規則関係 １７件、教育行政の運営関係 ３件、予算・議会関係 １１件の合計 ３９件の審議を行いました。

区分	審 議 事 項
人事関係	1. 君津市社会教育委員の委嘱について
	2. 君津市公民館運営審議会委員の委嘱について
	3. 君津市図書館協議会委員の委嘱について
	4. 令和３年度教科用図書君津採択地区協議会委員の選出について
	5. 君津市公民館運営審議会委員の委嘱について
	6. 君津市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について
	7. 令和３年度君津市優秀な教職員表彰について
	8. 学校医及び学校歯科医並びに学校薬剤師の委嘱について
条例・規則関係	1. 令和３年度教科用図書君津採択地区協議会規約の制定について
	2. 君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について
	3. 君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
	4. 押印を求める手続の見直しのための関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
	5. 行事の後援に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
	6. 君津市立小・中学校の通学路に関する要綱及び君津市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示の制定について
	7. 君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見について
	8. 君津市山中育英基金の設置及び管理に関する条例の制定に関する意見について
	9. 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について
	10. 君津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

区分	審 議 事 項
条例・規則関係	11. 君津市教育委員会事務決裁規程及び君津市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
	12. 君津市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則の制定について
	13. 君津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
	14. 君津市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
	15. 君津市立小学校及び中学校の学校体育施設開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について
	16. 君津市図書館規則の一部を改正する規則の制定について
	17. 君津市図書館利用停止取り扱い要綱の一部を改正する告示の制定について
教育行政の運営関係	1. 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価について
	2. 令和4年度使用教科用図書の採択について
	3. 教育大綱及び教育振興基本計画について
予算・議会関係	1. 上総地区小学校統合施設整備工事請負変更契約の締結に関する意見について
	2. 令和3年度君津市一般会計補正予算（第4号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について
	3. ICT学習環境整備システム機器賃貸借契約の債務不履行に係る和解に関する意見について
	4. 令和3年度君津市一般会計補正予算（第6号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について
	5. 上総小櫃中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結に関する意見について
	6. 君津市民文化ホールの指定管理者の指定に関する意見について
	7. 君津グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定に関する意見について
	8. 久留里市民プールの指定管理者の指定に関する意見について
	9. 令和3年度君津市一般会計補正予算（第10号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について
	10. 令和3年度君津市一般会計補正予算（第13号）のうち教育委員会関係予算に関する意見について
	11. 令和4年度君津市一般会計予算のうち教育委員会関係予算に関する意見について

(2) 報告事項

教育長が専決処分した事項等について、教育委員会会議で報告しました。

君津市教育委員会行政組織規則第8条の規定に基づき臨時に代理した処理事項
・ 君津市教育委員会行政文書管理規則を廃止する規則の制定について ・ 君津市教育委員会行政文書管理規程の制定について ・ 令和3年度君津市一般会計補正予算(第3号)のうち教育委員会関係予算に関する意見について ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況について ・ 公民館施設の安全確保のための対応について ・ 市立中学校における新型コロナウイルス感染確認に伴う臨時休業について ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応状況について ・ 生涯学習交流センター(君津中央公民館)の臨時休館について ・ 君津市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・ 中央図書館空調設備及び照明設備改修工事(機械設備)の契約締結に関する意見について ・ 君津市立中央図書館の臨時休館について ・ 君津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に関する意見について ・ 令和3年度君津市一般会計補正予算(第14号)及び令和4年度君津市一般会計補正予算(第1号)のうち教育委員会関係予算に関する意見について ・ 教育機関(小糸小学校)の敷地の変更について ・ 令和4年度教育委員会事務局職員(管理職)及び学校教職員(校長・教頭)の人事について
教育長が出席した主な行事及び出席予定の行事について
専決処分により後援の承認をした行事について
準要保護児童生徒の認定について
研究会・競技会等の主催・共催行事について
その他重要案件について

二 総合教育会議の開催状況及び協議・調整事項

総合教育会議は、必要に応じて随時開催しています。

令和３年度は２回開催し、以下の議事２件について協議・調整を行いました。

開催日	協議・調整事項
令和３年８月２０日	君津市教育大綱の改定及び君津市教育振興基本計画の前倒しの策定について
令和４年３月２８日	君津市教育大綱及び君津市教育振興基本計画（案）について

三 第三次きみつ教育 創・奏５か年プランの取組状況及び点検・評価結果

１ 令和３年度評価基準の概要

「重点目標」の評価については、それぞれの取組ごとに、次のとおり、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃの４区分で評価しました。

数値目標のあるもの：

数値目標（最終年度目標値）に対して、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃで評価。

数値目標のないもの：

計画期間に係る実施事業の取組状況に対して、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃで評価。

S	目標値に対して、成果が１００％以上。 予定通り実施
A	目標値に対して、成果が９０％以上から１００％未満であった。 概ね予定通り実施（９０％～１００％未満）
B	目標値に対して、成果が５０％以上～９０％未満であった。 予定の半分程度実施（５０％～９０％未満）
C	目標値に対して、成果が５０％未満であった。 その他（５０％未満）

2 点検及び評価結果

(1) 基本目標 1

子どもたちにとってよりよい教育環境の整備による学校の活性化

【現状と施策の方向性】

学校は、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的な資質を養う場であり、児童生徒が豊かな人生を送ることができるよう、活力ある魅力的な学校づくりを推進することが重要です。

児童生徒が一定規模の集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の能力を伸ばすことができる学校づくりとして、適正規模・適正配置を推進します。

また、同時に、時代にあった新しいタイプの学校づくりについても調査・研究し、学校や地域性を生かした特色ある学校づくりを目指し、活力ある魅力的な学校づくりを推進していく必要があります。

さらに、学校施設は児童生徒の学習や生活の場として重要な役割を担うほか、地震などの大規模災害時には地域住民の避難所となることから、老朽化対策や防災機能の強化等を計画的に行い、安全・安心な施設整備を推進します。

1－1 学校再編の推進

1－2 安全・安心な教育環境の整備

① 重点目標及び評価

実施事業（取組）	指 標 計画当初値 → 目標値 (平成28年度) (令和4年度)	結果	評価
適正規模・適正配置	適正規模を満たす学校数 10校／28校 → —	12校／20校	A
非構造部材の耐震化	学校施設における非構造部材の耐震化率 58.2% → 100%	66.2%	B
トイレの洋式化	学校施設におけるトイレの洋式化率 29.8% → 50%	44.5%	B

② 取組状況と次年度の取組目標

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
適正規模・適正配置	第2次実施プログラムにおいて、統合校の新たな校章や校歌の制作、通学路の安全確保等を着実に進めました。 第3次実施プログラム（案）の作成に向けて、学校や保護者、地域の代表で組織した協議会を開催し、意見を聴取しました。 また、八重原地区の児童数の推計と宅地開発の状況や社会情勢の変化、市のまちづくりの方向性を踏まえ、庁内で検討を続けています。 今後も、引き続き、よりよい教育環境の整備に向け取り組みます。	第3次実施プログラム（案）の作成に向けて、社会情勢の変化、市のまちづくりの方向性等を踏まえるなど、多岐にわたる条件を整理しながら、庁内での協議を慎重に進めていきます。
非構造部材の耐震化	周西南中学校の屋内運動場大規模改修工事、八重原小学校及び八重原中学校の屋内運動場吊下げ式バスケットゴール改修工事を実施し、非構造部材の耐震化を行いました。 また、次年度の完成に向け、上総小櫃中学校の屋内運動場大規模改修工事に取り組みました。	上総小櫃中学校屋内運動場の大規模改造工事を実施し、非構造部材の耐震化を行います。
トイレの洋式化	上総小学校の統合改修工事にあわせて、トイレの洋式化や多目的トイレを設置し、同校の洋式化率は76%となりました。 また、周西南中学校屋内運動場の大規模改造工事が完了し、洋式トイレ及び多目的トイレを設置しました。	上総小櫃中学校屋内運動場の大規模改造工事を実施し、洋式トイレ及び多目的トイレを設置します。

③ その他 特記事項

□小・中学校屋内運動場LED照明改修事業（学校施設関係）

周西小学校及び周東中学校の屋内運動場の照明をLEDに改修し、教育環境の改善を図りました。

□上総小学校敷地整備事業（学校施設関係）

上総小学校校舎周辺の崖の崩落対策に係る地質調査を行いました。

（２） 基本目標２

人生を主体的に切り拓く「生きる力」を育む学校教育の推進

【現状と施策の方向性】

グローバル化の進展や人工知能の飛躍的な進化など、将来の予測が難しいといわれるこれからの社会の中で、その加速度的な変化を受け止め、志高く未来をつくりだしていくために必要な資質・能力を育む学校教育の推進が求められます。

児童生徒が、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和がとれた「生きる力」を育み、様々な課題に直面したときにも、自ら判断・行動し、主体的に人生を切り拓き、未来を創造する骨太の人間を育てることを目指します。

そのために学校教育では、確かな学力をつけるとともに、グローバル人材の育成、情報活用能力、地域創生にもつながるキャリア教育など、新しい時代に必要となる資質・能力の育成に取り組みます。

また、特別支援教育、いじめ防止対策を含む生徒指導の充実、学びのセーフティネットの構築など、児童生徒の学びを支える体制づくりを進めます。

- ２－１ 人格形成の基礎を養う幼児教育の振興
- ２－２ 新しい時代に必要となる資質・能力の育成
- ２－３ 道徳性を高める実践的人間教育の推進
- ２－４ 教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- ２－５ 確かな生徒理解と組織的対応による生徒指導の充実
- ２－６ 児童生徒の学びを支える体制整備

① 重点目標及び評価

実施事業（取組）	指 標 計画当初値 → 目標値 (基準年度) (令和4年度)	結果	評価
学力向上推進事業	「友達と話し合うことで、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」と答えた児童生徒の割合 小学6年生 65.2% → 75% 中学3年生 65.4% → 75% (平成29年度)	小学6年 76.1% 中学3年 75.6%	A
道徳・人権教育推進事業	「家庭や地域に向けた道徳の授業公開」の実施率 小学校 92.8% → 増加を目指す 中学校 69.5% → 増加を目指す (平成28年度)	小学校 95.3% 中学校 74.6%	B
いじめ防止対策の推進	「いじめはどんな理由であってもいけないこと」と考えている児童生徒の割合 小学校 94.9% → 100% 中学校 93.6% → 100% (平成29年度)	小学校 94.9% 中学校 95.4%	A

② 取組状況と次年度の取組目標

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
学力向上推進事業	学力向上推進委員会・教務主任会と連携し、ICTの具体的な実践例を作成し、情報発信をすることができました。 オンライン授業ややむを得ず欠席した児童生徒に対する授業のライブ配信等一人一台端末を有効に活用した授業展開を進めることができました。	ICTの活用が進んだことにより、新しい形の学習活動が始まっています。ICTの効果的な活用を広げていくため、情報発信や資料の追加等を行います。 友達と話し合うことで、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる児童生徒の割合が年々高まっています。これは君津市の教員の授業改善の成果であります。 令和4年度も継続して取り組んでまいります。

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
道徳・人権教育推進事業	新型コロナウイルス感染症の影響で中学校では「家庭や地域に向けた道徳の授業公開」の実施率が74.6%でしたが、小学校では95.3%であり、君津市全体で学校・家庭・地域で道徳教育を推進するという意識が高まりました。	総合学力調査のアンケートによる「児童生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と答える児童生徒の割合が70%
いじめ防止対策の推進	学期ごとにいじめアンケートを全校で実施し、各学校での積極的ないじめの認知を促し、早期発見、早期対応をつなげるようにしました。 中学生を対象としたSNSを活用した相談窓口では、今年度から配付の一人一台端末にアプリをインストールし、いつでも不安や悩みに対応できるようにしました。 コロナ禍で子どもたちのSNS利用が増えている現状があるため、小学校高学年向けの指導教材を各学校に情報提供し、情報モラル教育の強化を図りました。 合同生徒会で「いじめ防止本気キャンペーン」を展開し、児童生徒の主体的な活動を推進しました。	児童生徒へ「いじめアンケート」を学期に1回、年3回実施しいじめの早期発見早期解決につなげます。 また、いじめを発見したときには、傍観者にならず、止めたり、誰かに相談したりするなど、積極的にいじめ防止に対応できるよう指導します。 さらに、SNSを活用した相談窓口やスクールソーシャルワーカーを有効に活用し、いじめの早期発見、早期解決につなげていきます。 SNS利用が増えている現状を踏まえ、情報モラル教育を強化していきます。 合同生徒会で実施した「いじめ防止本気キャンペーン」により高まった機運を維持・継続できるようにしていきます。

③ その他 特記事項

□ ICT学習環境整備事業（学校教育関係）

GIGAスクール構想に基づき、小・中学校の全ての普通教室に大型提示装置を整備するとともに、児童生徒一人一台端末をはじめとしたICTの活用を推進しました。

(3) 基本目標 3

健康でいきいきとした生活づくり

【現状と施策の方向性】

生涯にわたっていきいきとした生活を送るためには、健康的な生活習慣の確立が必要です。健康の保持増進に向けて、健康三原則（運動・栄養・休養）を中核とした生活習慣の確立を目指し、児童生徒の発育発達に即した体力づくりを充実させます。

また、社会体育の普及について力を入れ、「いつでも・どこでも・誰とでも・いつまでも」運動に親しみやすい環境を目指します。

さらに、スポーツを観ることで、スポーツへの関心が高まり、結果的に地域で「支えるスポーツ」へとつながっていくことにもなります。観て楽しむことができるスポーツイベントの開催や招致、多様なスポーツ関連情報の発信により、時代にあった「観る」スポーツを推進します。

3-1 学校体育活動の充実

3-2 児童生徒の食育の推進

3-3 スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

3-4 「観る」「支える」スポーツの推進

① 重点目標及び評価

実施事業（取組）	指 標 計画当初値 → 目標値 (平成 28 年度) (令和 4 年 度)	結果	評価
体力向上プロジェクト事業	運動好きな児童生徒の割合 小学男子 67.2% → 75.0% 女子 55.7% → 60.0% 中学男子 53.7% → 65.0% 女子 42.8% → 50.0%	小学男子 67.9% 小学女子 59.9% 中学男子 60.6% 中学女子 40.0%	A
	千葉県運動能力証合格率 小学校 45.0% → 50.0% 中学校 35.7% → 40.0%	小学校 29.9% 中学校 24.0%	B
生涯スポーツ推進事業	各スポーツ大会等参加者数 1,682人 → 2,000人	—	C

実施事業（取組）	指 標	結果	評価
	計画当初値 → 目標値 (平成 28 年度) (令和 4 年度)		

② 取組状況と次年度の取組目標

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
体力向上プロジェクト事業	運動好きな児童生徒の割合 新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の体育活動が難しい状況の中体力向上プロジェクト委員会作成資料の活用を促したことにより、体力は低下したものの、運動好きな児童生徒の割合は目標値に近い数値へと高まっています。	運動好きな児童生徒の割合は、全国や県平均よりも高いことが全国・体力、運動能力調査の結果からわかりました。 運動好きな児童生徒を中心に、生活の中に運動を取り入れることやコロナ禍でも安心して運動に取り組むための資料提供に努めます。
	千葉県運動能力証合格率 県運動能力調査や運動能力証交付事業、ライオンズクラブ主催運動能力章交付事業の実施により、個々の記録へ触れる機会が増えたが、感染対策を講じた上での体育活動となり、運動の仕方を学ぶ機会が減少しています。	既存資料の活用や「走」を中心とした体育活動の充実に向け、小中学校へ呼びかけるとともに、取り組み方についても周知に努めます。
生涯スポーツ推進事業	感染症対策の徹底と参加者の安全確保に努め、各種スポーツ大会の開催に向けて準備に取り組みました。 しかし、市内の感染状況やまん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発出により、開催を断念せざるを得ない状況となりました。	感染症対策の徹底と参加者の安全確保に努め、一つでも多くのスポーツ大会が開催できるよう、実施方法の見直しに努めます。

(4) 基本目標 4

市民一人一人が学び、活動できる環境づくり

【現状と施策の方向性】

市民一人一人が心豊かな生活を送り、文化の薫り高いまちづくりを進めるためには、市民誰もが主体的に様々なことを学び、活動し、それらから育んだ様々な力や可能性を生かすことのできる社会にすることが重要です。

公民館では、地域や時事の状況に応じた学級講座の開催や、人々の交流を深める行事の開催、地域活動へのサポートなどを行っています。

また、図書館では、子どもから大人までが読書に親しみ、日常生活のヒントとなるような資料の提供、図書に関する相談業務などを行っています。

子どもから大人まで、一人一人が学び、その成果を生かすことができる環境の醸成を目指し、公民館や図書館など社会教育の充実を図ります。

4-1 公民館の活用の推進

4-2 子どもの読書活動の推進

4-3 図書館サービスの推進

4-4 施設の効果的な維持・更新・整備

① 重点目標及び評価

実施事業（取組）	指 標 計画当初値 → 目標値 (基準年度) (令和4年度)	結果	評価
公民館の活用の推進	公民館の年間利用者数 410,820人 → 430,000人 (平成28年度)	161,731人	C
子どもの読書推進	読書が好きな子どもの割合 小学5年生 82.9% → 増加を目指す 中学2年生 78.6% → 増加を目指す (平成30年度)	小学5年生 72.8% 中学2年生 70.6%	B
市民の学習活動の支援	図書館での問合せ・調査の処理件数 9,500件 → 10,000件 (平成28年度)	5,653件	B

② 取組状況と次年度の取組目標

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
公民館の活用の推進	公民館感染拡大予防ガイドラインの改訂等に基づき感染予防策を徹底した上で、公民館活動ができるよう、随時使用条件の見直しなどを行いました。 また、休館期間中もオンライン型事業等を展開し、学習機会の提供に努めました。 周南公民館は応急対策工事を行い、小糸、小櫃公民館については応急対策工事の設計を行いました。	新型コロナウイルス感染症等による生活環境の変化に対応するために、ICTの活用による学習機会の提供に努めます。 また、暮らしの課題解決に役立つ事業、地域内外の交流を深める事業、新たな公民館利用者層の開拓につながる事業などを展開します。 引き続き清和公民館の再整備を進め、また、小糸、小櫃公民館の応急対策工事を完了させます。
子どもの読書推進	コロナ禍でもブックスタートや子ども読書活動推進委員会を継続実施しました。推進委員会会議は3回のうち、2回を書面により、1回を対面で開催し、コロナ禍における読書活動等について、情報交換や工夫点等の協議ができました。 令和2年度はコロナ禍のため、重点目標に対する調査が実施できませんでしたが、令和3年度は調査方法を変更して実施しました。	引き続き、コロナ禍における子ども読書の取り組みを進めると共に、継続課題となっている子ども読書団体のホームページでの周知を進めます。 また、次年度は第3期子ども読書活動の最終年であるため、第3期の振り返りと共に、よりよい第4期計画を策定してまいります。
市民の学習活動の支援	感染症拡大防止のための臨時休館を行いました。休館中においても臨時窓口を設置し、一部のサービスを継続しました。 在宅時の読書活動を推進するため、6月15日から電子書籍サービスの開始、7月と10月に子ども対象のおすすめ本のリストを作成、配布しました。 また快適な読書環境を提供するための空調設備の更新及び照明のLED化の改修工事に着手しました。	中央図書館の改修工事を実施し、快適な読書環境の提供を進めます。 また中央図書館の休館中は臨時窓口を設置し、分室、移動図書館においても、一部のサービスを継続します。併せて電子書籍サービス等、在宅時の読書活動を推進します。

(5) 基本目標5

いきいきとした地域コミュニティづくりと地域ぐるみで青少年を育む環境の醸成

【現状と施策の方向性】

いきいきとした地域づくり、コミュニティづくりの推進のために、社会教育は大きな力を発揮します。特に、地域・学校が新たな時代を迎える中、社会教育にも大きな期待が寄せられています。

青少年の健やかな成長のためには、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で支えることが重要であることから、連携をより一層深め、安全・安心な地域づくりを目指します。

5-1 いきいきとした地域コミュニティづくりの支援

5-2 地域ぐるみで青少年を育む環境の醸成

① 重点目標及び評価

実施事業（取組）	指 標 計画当初値 → 目標値 (平成 28 年度) (令和 4 年 度)	結果	評価
まちづくりふれあい 講座	受講件数 44件 → 50件 利用者数 1,424人 → 1,500人	受講件数 19件 利用者数 408人	C
放課後子供教室の安 定運営	実施回数 年8回開催 → 開催回数の増加 対象学年 1～3年生対象 → 対象学年の拡大	実施回数 年6回 対象学年 1～4年	B

② 取組状況と次年度の取組目標

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
まちづくりふれあい講座	新型コロナウイルスの感染拡大の影響による受講申込のキャンセルなどがあり、目標に到達できませんでした。	引き続き、感染防止対策を徹底に努めながら実施します。また市民のニーズに沿った講座内容を提供します。
放課後子供教室の安定運営	予定回数の増加ならびに対象学年の拡大を行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言（9月）とまん延防止等重点措置の対象区域に指定された（2月・3月）こと、また天候不良（11月）により、中止にした回が多くありました。	回数増加、対象の拡大をはかることができた中で、安定的な活動ができるようコーディネーターやスタッフ体制の充実をはかります。

（6）基本目標6

豊かな学びと心を育む文化振興の充実

【現状と施策の方向性】

ゆとりと温もりのある地域社会をつくり、文化の薫り高いまちづくりに結びつけるためには、市民一人一人が、過去から現在まで繋がる君津の様々な文化資源に触れ、体験できる機会が必要です。

優れた音響施設を有する君津市民文化ホールを文化芸術の拠点とし、多彩な文化芸術に触れる機会の提供と、市民による地域に根ざした文化活動を支援し、活力ある文化のまちづくりを推進します。

また、郷土の歴史、自然、文化遺産を保護し、次世代へ継承するとともに、それらを活用し、子どもから大人まで心豊かに学び、ふるさと君津への愛着を育むことを目指します。

- 6－1 文化芸術に触れ親しむ環境づくり
- 6－2 文化振興のための市民活動の支援
- 6－3 文化財の保護と活用
- 6－4 地域に残る伝統文化の保護と継承

① 重点目標及び評価

実施事業（取組）	指 標 計画当初値 → 目標値 (平成 28 年度) (令和 4 年 度)	結果	評価
君津市民文化ホールを拠点とした文化芸術事業の実施	君津市民文化ホールの年間利用者数 163,244人 → 174,000人	80,984人	C
文化財を有効に活用した事業の実施	活用事業への年間参加者数 2,124人 → 増加を目指す	308人	C

② 取組状況と次年度の取組目標

実施事業（取組）	取組状況	次年度の取組目標
君津市民文化ホールを拠点とした文化芸術事業の実施	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止・延期にした事業もありましたが、感染防止対策をとりつつ、計画した事業の多くを実施することができ、令和 2 年度と比べ利用者は増加しました。	感染防止対策を行いながら開催する事業が増えています。「ウィズ・コロナ」のもとで、さまざまな分野の文化芸術活動が実施できる場を提供できるよう取り組んでいきます。
文化財を有効に活用した事業の実施	出土遺物公開展は、実物展示とホームページでの公開の 2 つの方法で開催しました。実物展示は図書館と周南公民館の 2 か所で行い、展示解説会は周南公民館と共催でオンラインで実施しました。 小中学生対象の体験教室は、感染対策をとりつつ、「土器づくり」を 4 公民館（うち 1 か所中止）と共催して行いました。	実物展示や各種体験事業については、参加者からは好評を得ており、今後も市民ニーズに合わせて企画していきます。 また、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれない場合でも対応できるよう、実物資料の活用にもオンラインも取り入れた事業展開に努めます。

評価結果集計

区 分	S	A	B	C	その他	計
基本目標 1		1	2			3
基本目標 2		2	1			3
基本目標 3		1	1	1		3
基本目標 4			1	2		3
基本目標 5			1	1		2
基本目標 6				2		2
計	0	4	6	6	0	16

【評価結果】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による感染拡大防止対策を実践するため、評価ができない事業が生じるなど、多くの影響を受けました。

これを踏まえ、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、可能な限り適切な評価ができるよう調査等を実施し、事業の進捗状況を把握しながら、事業目標の達成を目指しました。

教育施設の利用者数を指標としたものなどは、評価が低くなりますが、重点目標を実現するような事業を展開するなど、感染状況を見ながら、柔軟に第三次きみつ教育 創・奏5か年プランに掲げる教育施策を推進しました。

令和4年度からは、第三次きみつ教育 創・奏5か年プランの成果や課題を踏まえ、GIGAスクール構想の加速など教育を取り巻く環境の変化に対応するとともに、新たな総合計画との整合を図り計画の実効性を高めることにより、教育施策を強力に推進するため、教育振興基本計画を前倒して策定しました。

将来都市像である「ひとが輝き 幸せつなぐ きみつ」の実現を目指し、教育大綱に掲げる「自ら考え自ら学ぶ子どもを育成する」「全ての市民が自己を磨き続けることのできる環境を整える」「市民が心豊かに暮らしていける環境を整える」「一人ひとりが健康で個性を生かせる運動やスポーツを推進する」の4つの方針に基づき、教育振興基本計画に掲げる施策を推進し、新たな時代に向けて「輝くひと」を育てていきます。